

審査基準表

取引拡大を目的とした課題発掘型(衛生・食品表示等指導)モデル事業業務委託

審査項目		審査内容	配点	総合
①業務の実施方針	セミナー開催の内容	参加企業の課題掘り起こしにつながるテーマ設定や方法となっているか。	15	30
	現場指導の内容	セミナーの内容と併せた効果的な指導となっており、課題解決が期待できる内容となっているか。	15	
②実施体制		本業務を適正に実施できる体制となっているか。	10	10
③スケジュール		本業務を適正に実施できるスケジュールとなっているか。	5	5
④経済性		経費の積算が妥当で、明確かつ妥当な金額か。	5	5
⑤類似業務実績		類似する業務を適正に履行し、その経験・ノウハウを本業務に活用することが期待できるか。	5	5
合計			55	55

【審査方法】

- 1 審査員は、各項目について審査を行い、採点する。
- 2 全ての審査員の点数を集計する。
- 3 集計の結果、合計点数がもっとも高い参加者を受託候補者として決定する。
なお、点数が同点の場合は、以下の優先順位に従って決定する。
 - ①最高点(同点を含む)を付けた審査員が多いもの
 - ②審査員による協議
- 4 集計した点数が最低基準点である132点(満点220点(55点×4名)×6割)以上の参加者がいない場合は、受託候補者を決定しない。
- 5 参加者が1者だけの場合、委員の合計点数が最低基準点である132点以上になったとき、その参加者を受託候補者として決定する。

【評価基準(5段階)】※5段階以外の場合は、本基準をベースに採点する。

- 5 提案に具体性があり、内容が非常に優れる
- 4 提案に具体性があり、一般的な提案よりもやや優れる
- 3 提案内容として一般的(どちらとも言えない・特に支障はない)
- 2 提案に具体性がなく、一般的な提案よりもやや劣る
- 1 提案に具体性がなく、内容が劣る